

令和元年度 出資団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター
商工農水部商工課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和2年1月10日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター】

<p>(1) 財産目録について 財産目録の資産の欄において、表示誤りが見受けられた。全ての資産及び負債につき、貸借対照表の区分に準じ、その名称等を正確に表示すること。</p>	<p>【措置済】 令和2年3月31日 平成30年度決算報告書の財産目録において、流動資産の長期前払費用を誤って、固定資産にも長期前払費用として二重表示したため、訂正した。</p>
---	---

【商工農水部商工課】

特になし

令和元年度 出資団体監査の結果（意見）に基づく改善措置または対応状況について

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター
商工農水部商工課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和2年1月10日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター】

<p>(1) 経営改善について 平成30年度末において正味財産は11億円であるが、近年、減少傾向にある。当法人の財務状況は厳しいものであることを真摯に受け止めるとともに、正味財産を減少させず維持できるような事業展開を、危機感を持って執行していくこと。そのためには本市以外の北勢地域の地方自治体にも当法人の財務状況を自覚してもらった上で経営に参画してもらうよう要請すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日 一般正味財産の減少、さらに枯渇への適切な対応は財団の喫緊の課題と認識しており、危機感を持って事業を実施しているところであるが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響も受け、一層厳しい財務状況となっている。 平成30年度から財団のあり方については理事会・評議員会において議論を進めており、こうした状況から、現在、財団解散も視野に入れて検討しているところである。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日 財団のあり方を検討してきた結果、公益財団法人としての法的制約や当財団の厳しい財務状況を考慮すると、財団が目指す目的を達成するためには、令和3年度末をもって財団を解散し、公益認定基準の制約がなく総合的に施策が推進できる地方自治体（四日市市）へ財産を処分して運営するのがもっとも望ましいとの結論となり、令和3年3月27日に開催した評議員会において、財団の存続期限（令和4年3月31日）や残余財産の帰属先（四日市市）及び基本財産（出捐金、土地・建物）の処分が承認された。</p>

<p>(2) 設立目的に沿った事業の実施について</p> <p>事業報告を見ると当法人の実施している事業の多くが本市に関するものであり、また、当法人が所有管理する建物の修繕費用に対して補助金を交付しているのは本市のみであり、北勢地域の他の地方自治体と比べて、本市との関わりが大きい。当法人の設立目的は「四日市市」ではなく「北勢地域」における地場産業の健全な育成及び発展を図ることである。本市以外の地方自治体にも負担を求めた上で設立目的に沿った事業を実施していくこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日</p> <p>財団は昭和60年に設立されており、設立時の代表者は四日市市で、設立にあたり四日市市地域を中心とした狭い地域を対象とすることを検討したが、三重県から昭和58年作成の「北勢地域地場産業振興ビジョン」を踏まえて、より広範囲の地域を対象とすることが望ましい旨の指導があり、三重北勢地域全体を対象とすることとした。</p> <p>また、三重北勢地域全体の地方公共団体や地場産業団体などの参画を得るにあたり、設立当初の出捐金や建設負担金については協力を願うものの、施設開館後の運営に関しては、財団に対する収入確保の指導や赤字への補填など、四日市市が責任をもっていくこととされ、現在に至っていることから、現在の事業内容となっている。</p> <p>なお、公益財団法人としての法的制約などにより経営状況が悪化し、継続的な運営が困難となってきたことから、平成30年度から財団のあり方について理事会・評議員会において議論を進めており、現在、財団解散も視野に入れて検討しているところである。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日</p> <p>財団のあり方を検討してきた結果、公益財団法人としての法的制約や当財団の厳しい財務状況を考慮すると、財団が目指す目的を達成するためには、令和3年度末をもって財団を解散し、公益認定基準の制約がなく総合的に施策が推進できる地方自治体（四日市市）へ財産を処分して運営するのがもっとも望ましいとの結論となり、令和3年3月27日に開催した評議員会において、財団の存続期限（令和4年3月31日）や残余財産の帰属先（四日市市）及び基本財産（出捐金、土地・建物）の処分が承認された。</p>

<p>(3) 当法人が追求する将来の姿について 社会環境の変化に伴い、地場産業が置かれている現状も当法人の設立当初の時から変化してきている。現状を踏まえた上で、当法人がこれからどのように地場産業の育成と発展を図っていくのか、すなわち、当法人が追求する将来の姿はどのようなものなのかということ、本市を含む出捐団体と協議を重ねることにより、現在実施している中期経営計画が終了するまでに具体的なものにしていくこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日 財団が目指す姿については、令和2年度事業計画書の中に下記の内容を記載して役員会の承認を得たので、この方針のもと地場産業振興と地域活性化を進めていく計画である。 【 財団は、「地域ブランディングに繋がる地場産品ブランディング」という基軸・方向性を掲げ、また「目指す姿」を「三重県北勢地域といえは・・・（三重県北勢地域のモノとコト）と思われる」として、地域活性化に邁進していきます。 】 なお、公益財団法人としての法的制約などにより経営状況が悪化し、継続的な運営が困難となってきたことから、平成30年度から財団のあり方について理事会・評議員会において議論を進めており、現在、財団解散も視野に入れて検討しているところである。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日 財団のあり方を検討してきた結果、公益財団法人としての法的制約や当財団の厳しい財務状況を考慮すると、財団が目指す目的を達成するためには、令和3年度末をもって財団を解散し、公益認定基準の制約がなく総合的に施策が推進できる地方自治体（四日市市）へ財産を処分して運営するのがもっとも望ましいとの結論となり、令和3年3月27日に開催した評議員会において、財団の存続期限（令和4年3月31日）や残余財産の帰属先（四日市市）及び基本財産（出捐金、土地・建物）の処分が承認された。なお、その評議員会において、四日市市からは、財団の財産を譲り受け、令和4年度以降、市の直営施設として運営していくこと、当面の間、名品館などの現有施設の機能は継続しつつ、地場産業や産業拠点施設を中心とした活用を検討していくこと等の考え方が説明された。</p>

<p>(4) 地場産品PR事業について</p> <p>ア 当法人の主要な事業の一つとして、地場産品PR事業を実施している。ここにいう「地場産品」は、出捐団体の一者である三重県が定める要綱の定義に準じて、「北勢地域内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした産業の商品」としているが、この定義について他の出捐団体の確認は取っていないとのことである。地場産品が何であるかは、当法人の事業の根幹に関わるものであるから、他の出捐団体の確認を取るなど適正な手続に基づいて当法人の意思決定を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日</p> <p>地場産品についての財団事務局の定義を役員会に諮り、財団として意思統一を図る。</p>
<p>イ 名古屋や東京などにおいて地場産品の展示会を開催しているが、「伊勢茶」という名称で新茶を展示・販売したり、津市と共同で出展したりしている。足を運んでくれた人が一見して北勢地域の地方自治体の地場産品の展示会であると認識できるようなPRの方法とすること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月27日</p> <p>地場産品の定義について、広く構成団体等の意見を反映するため、改めて文書により財団事務局の定義を各構成団体等に提示し、意見等を求めることにより、財団事務局と構成団体等との間の意思統一を図ることとした。</p>
<p>ウ 地場産品PR事業において、長年同じ場所で展示会を開催しているものや、本市からの依頼により出展するものが多くあり、PRに対する姿勢として積極性に欠け、受け身である。今まで展示会を開催したことがない新しい場所を開拓して、北勢地域の地場産品や地方自治体のことを広く知ってもらえるよう、主体性を持って積極的にPR事業を実施すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 9月11日</p> <p>財団では、北勢地域の地場産品のさらなる振興のため、他地域の地場産品と差別化された商品イメージを確立し、顧客にとっての商品価値を高めることを目的に、地場産品のブランディングを進めている。</p> <p>令和2年度は、地元大学との共同研究により、かぶせ茶のブランディングに取り組んでおり、その中で、例えば「かぶせ茶」の名称を使った新たなブランド名を作り積極的に使用していくなどにより、当地域ならではの茶ブランドの浸透を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日</p> <p>これまでも財団主催の新たなイベント実施場所として、セントレアや関西圏の鉄道駅・商業施設などを訪問などして調査を進めてきているが、申し込めば誰もが出展できるという場所ではなかったり、出展条件（手数料率・出展料・出展時間・出展期間等）が合わなかったりするなどの理由で残念ながら開催に至っていないものである。今後も、情報収集に努め、PRを実施していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 3年 3月27日</p> <p>新型コロナウイルス感染対策により、令和2年度中の三重県外での展示会の開催及び出展は中止となった。令和3年度予算においても、三重県外での財団主催の展示会の開催は予定しておらず、首都圏などでの四日市市からの依頼による出展についても、新型コロナウイルスの感染状況などを見極め、安心安全なPR事業の実施方法を協議していく。</p>

<p>(5) 名品館における商品の販売について 北勢地域の地場産品ではない商品（製造業者は県内業者）が名品館の店頭で陳列され販売されていた。過去に名品館の商品の売上げが低調となった時にその回復のため県内で製造されている商品も取り扱うこととし、今も一定程度の売上げがあるため販売しているとのことであるが、北勢地域の地場産業の健全な育成及び発展を図ることを目的とする以上、適切さに欠ける。また、北勢地域以外の表示がなされ地場産品であることがわからない商品も店頭で陳列されていた。当法人の目的に合った商品の陳列・販売を行うとともに、名品館に訪れた人が一目見て地場産品であることが分かるように表示すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 1月31日 財団事務局としては地場産品の定義を「北勢地域内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした産業の商品」としているが、過去の経緯から一部展示品について遺憾ながらこの定義に沿わないものを取り扱ってきたため、その展示品の陳列を中止した。 また、地場産品交流事業により販売している他地域の地場産業振興センターの商品については、北勢地域の地場産品でないことが分かるように表記し、それ以外の北勢地域の商品と区別ができるようにした。 地場産品についての財団事務局の定義を役員会に諮って財団としての意思統一を図るとあわせて、展示品について精査していく。</p>
<p>(6) 後継者の確保と育成について 長年かけて築いてきた業界とのつながりは当法人の貴重な財産であるため、これを継承していく後継者の確保と育成に尽力すること。 【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月27日 公益財団法人としての法的制約などにより経営状況が悪化し、継続的な運営が困難となってきていることから、平成30年度から財団のあり方について理事会・評議員会において議論を進めており、現在、財団解散も視野に入れて検討しているところであり、当財団が保有する知見やノウハウの継承についても、組織のあり方とともに検討を進めていく。</p> <p>【継続努力】 令和 3年 3月27日 財団のあり方を検討してきた結果、令和3年度末をもって財団を解散し、四日市市に土地・建物を譲渡し、残余財産も四日市市に贈与することとなった。財団解散後の令和4年度以降、四日市市の直営施設として運営され、当面の間、名品館などの現有施設の機能は継続しつつ、地場産業や産業拠点施設を中心とした活用を検討していくとの考え方が示されていることから、当財団が保有する知見やノウハウの継承の手法についても、四日市市と十分協議していく。</p>
<p>(7) 収支状況の把握について 適時に適切な事業を実施していくため、月ごと又は四半期ごとの収支状況を把握すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日 四半期ごとに収支状況を把握していく。</p>

<p>(8) 会計処理について ア 地場産品PRのため販売用に仕入れた商品に係る費用を科目「雑費」として計上する会計処理をしている。適切な会計科目となっているか改めて検討すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月31日 令和2年度予算から、販売用仕入れ商品科目を「販売収入原価」とした。</p>
<p>イ 平成28年度以降、本市から建物の修繕費用に係る補助金の交付を受けているため、修繕引当金は、同年度から2,016万円のままであり、増減がない。引当金として計上しておく必要があるのか検討すること。 【改善事項】</p>	<p>【検討中】 令和 2年 9月27日 新型コロナウイルス感染症拡大の影響から令和2年度の収支状況が悪化しており、今年度中に全額取り崩す予定である。</p>
	<p>【措置済】 令和 3年 1月 4日 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収支状況の悪化から、令和2年10月に開催した臨時理事会及び臨時評議員会の承認を得て、修繕引当金の一部を目的使用として施設修繕経費の財源に、残りを目的外使用として経常収支の赤字補填の財源として、全額を取り崩した。</p>

【商工農水部商工課】

<p>(1) 地場産業振興について 地場産業の在り方について、本市としての将来像を描いた上で、その中において当法人が担うべき役割とそのレベルを当法人に明確に示して相互に意思疎通を密に行うことにより、当法人と連携して本市における地場産業の育成と発展を図っていくこと。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月27日 令和2年度からの10年間を計画期間とする四日市市総合計画において、地場産業の将来像を描いており、その中でじばさん三重の役割として、北勢地域の地場産業の情報発信拠点と位置づけ、機能の充実を図っていくとしている。 一方で、当法人は経営状況の悪化から、継続的な運営が困難となってきていることから、組織のあり方について議論を進めてきており、本市と財団において、現在、法人解散の方向で検討を行っているところである。じばさん三重のあり方を検討する中で、地場産業の育成・発展についても検討を行っていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日 令和2年度からの10年間を計画期間とする四日市市総合計画において、地場産業の将来像を描いており、その中でじばさん三重の役割として、北勢地域の地場産業の情報発信拠点と位置づけ、機能の充実を図っていくとしている。 一方で、当法人は経営状況の悪化から、継続的な運営が困難となってきていたことから、組織のあり方について議論を進めてきた結果、令和3年3月27日に開催された当法人の評議員会において、令和3年度末をもって法人を解散し、解散後の基本財産（土地・建物）及び残余財産を本市が譲り受けることが決議された。これにより、当法人としては令和3年度末をもって地場産業振興におけるその役割を終えることとなった。 なお、本市においては、以下の3つの方針のもと、調整・検討を進めていくこととしており、この検討の中で、本市における地場産業の育成と発展を図っていく。 (3つの方針) ①財団を解散し、本市が土地・建物の財産を譲り受け、市の直営施設として運営する ②引き続き名品館の機能を維持しつつ、地場産業や都市型産業の拠点施設を中心とした活用策を検討する ③現在、近鉄四日市駅周辺で計画している施設整備との連携も視野に入れて検討する</p>